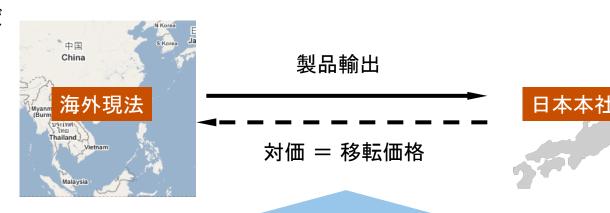
(参考資料) 移転価格税制とは

概要

「移転価格税制」とは、法人がその国外関連者(親会社、子会社等)との間で取引を行う場合に、 その取引を独立企業間価格で行うことを求める税制である。

例えば



「独立企業間価格」

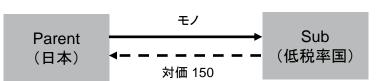
- 独立価格比準法
- 再販売価格基準法
- 原価基準法
- TNMM など

(参考資料) 移転価格税制とは

具体例

日本の親会社が海外の子会社より仕入れるモノの**対価を150から100に下げる**ことにより、日本の税額が25、連結ベースでは税額が10減少する。移転価格税制により、モノの独立企業間価格が算定される。

■ 通常の場合



	Parent	F Sub	連結
売上高	150	200	200
売上原価	(80)	(150)	(80)
販管費	(10)	(40)	(50)
税引前利益	60	10	70
法人税等	(30)	(3)	(33)
当期利益	30	7	37
法人税率	50%	30%	47%
キャッシュフロー	30	7	37

■ 所得の再配分



		移転価格税制 により規制	
	Parent	F Sub	連結
売上高	100	200	200
売上原価	(80)	(100)	(80)
販管費	(10)	(40)	(50)
税引前利益	10	60	70
法人税等	(5)	(18)	(23)
当期利益	5	42	47
法人税率	50%	30%	33%
キャッシュフロー	5	42	47
	7/		

(参考資料) 独立企業間価格とは

独立企業間価格とは?

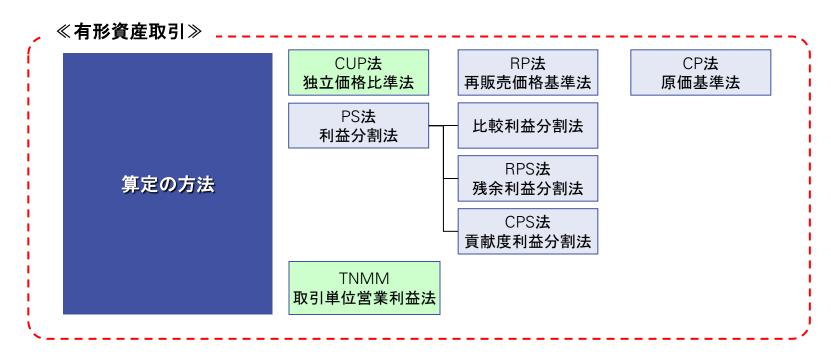
- □ 類似の環境下で、独立企業間ではどのような価格で取引がなされているか
- □ ベンチマーキング価格としての比較独立企業間価格(利益)と、関連者間での利益を比較

比較可能性 = 独立企業間価格決定の際のポイント

- 商品やサービスの特質
- 機能分析
- 契約期間
- 経済環境
- 事業戦略

(参考資料) 独立企業間価格算定方法とは

独立企業間価格算定方法の概要



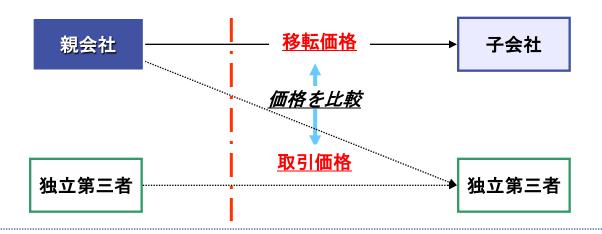
≪無形資産取引/役務提供取引/有形資産の貸借取引/金銭の貸借取引等≫

上記の方法と同等の方法

移転価格算定方法の適用優先順位:上記と同様

(参考資料) 独立価格比準法とは

独立価格比準法(CUP法 / Comparable Uncontrolled Price Method)



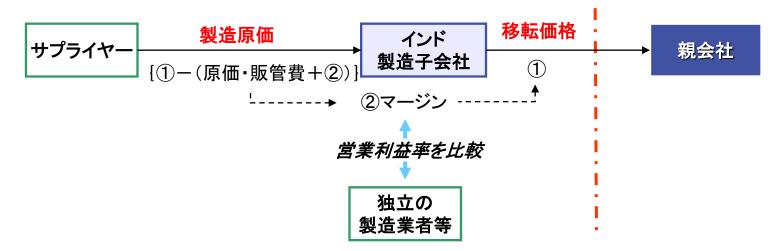
- 「国外関連者間における移転価格」と「比較対象取引の価格」とを直接比較する方法
- 比較可能性の要件
 - 製品の類似性(厳密に同種)
 - 差異の調整が可能であること
- 適用可能な取引
 - 内部比準が可能な取引*、市場価格や公定価格が決まっている取引等
 - *)内部比準とは、一方の関連者から独立第三者への取引価格と他方の関連者への移転価格を比較する方法をいう

(参考資料) 取引単位営業利益法とは(製造子会社)

取引単位営業利益法(TNMM/ Transactional Net Margin Method)

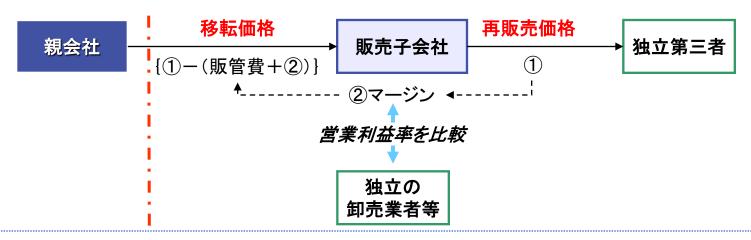
《適用例:製造子会社の場合を想定》

※TNMMは、販売子会社及び製造子会社のいずれのケースにも適用される



(参考資料) 取引単位営業利益法とは(販売子会社)

《適用例:販売子会社の場合を想定》



- ●「ひとつの関連取引から実現する適切な基準(原価、売上原価、資産等)に対する営業利益の比率」と 「比較対象取引(独立第三者)における同一の基準に対する営業利益の比率」とを比較する方法
- 比較可能性の要件
 - 企業の果たす機能の類似性
 - 負担するリスク及び契約条件の類似性、若しくはその差異の調整が可能
- 適用可能な取引
 - 再販売業者又は製造業者の有形資産取引及び無形資産取引 等
 - RP法又はCP法の適用が困難な場合にも適用の可能性が高くなるケースがある(CP法等で行う 必要のある販管費調整が不要となる等)

(参考資料) 海外税務当局対応において注意すべき事項

海外における移転価格税制の理解

- ◆現地の移転価格税制を理解し、日本の移転価格税制と現地の移転価格税制の差を把握しておくこと。
- ◆現地における自社の移転価格のポジションおよび本社における対現地の移転価格のポジションを把握しておくこと。

移転価格調査対応

- ◆もしかしたら、問題なく終わるかもしれない、あるいは資料を出し渋っていればあきらめるかもしれないという 考えは一切持たないこと。
- ◆移転価格の調査が始まりそうな気配がある際に速やかに本社に連絡をし、必ず本社と連携をとること。
- ◆調査の始めから真剣に対応すること。その時点で移転価格分析書を持っていなければ至急分析をし、自社の ポジションを固めてから対応すること。
- ◆当局から請求される資料を移転価格分析なしに提出しないこと。
- ◆現地の当局の状況を熟知しているアドバイザーと一緒に対応すること。
- ◆安易に当局と妥協的解決を求めることは避けること。
- ◆当局の指摘に関して、合意をする際には必ず、前後の影響を考えること。
- ◆相互協議の救済が可能かどうかを念頭に入れて当局と交渉すること。
 - 相互協議申し立ての時効
 - 和税条約の有無
 - 相互協議に対する当局の姿勢
- ◆更正額が大きくなりそうな気配があるときには国税庁にも早めに知らせることを検討すること。